

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（1）



1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられたもので、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとまたは、社会情勢の変化がある場合においても見直しを行うこととされた計画です。

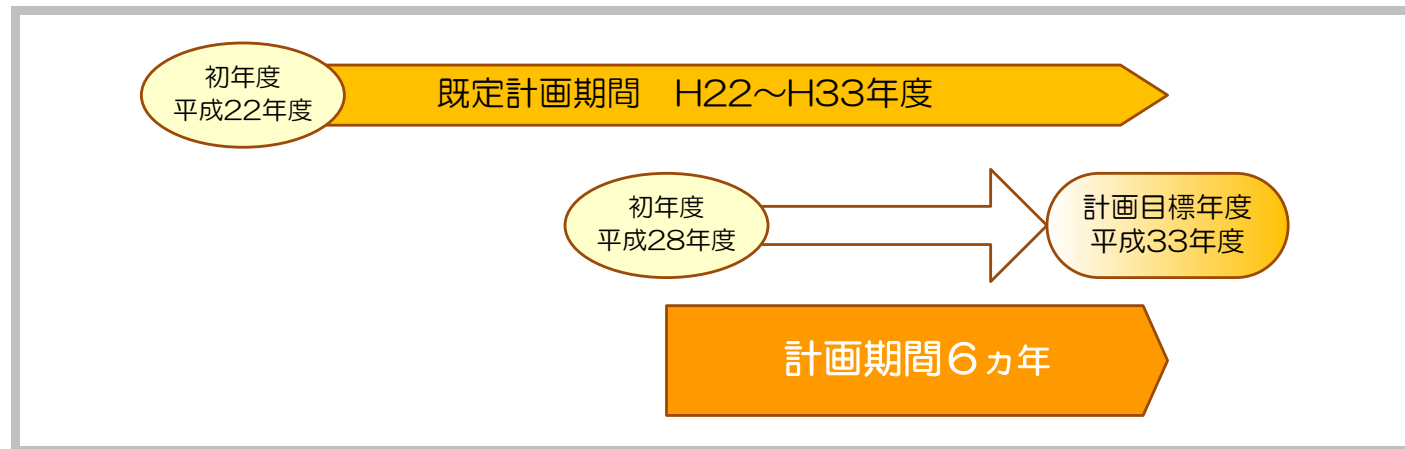
宇部市（以下「本市」という。）では、平成23年2月に「宇部市一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定しており、市民・事業者・行政の三者の協働により、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）による3Rの取組と適正なごみ処理を推進し、さらなるごみ減量、リサイクルを推進する計画としていました。

本市では、既定計画の策定より5年が経過したこと、将来の安定的なごみ処理を行うごみ処理施設のあり方について検討が必要な時期となっていることなどを踏まえて、本年度、既定計画の改訂を行いました。

2. 計画期間

本計画は、既定計画の改訂となることから、計画目標年度は平成33年度を維持する方針とします。

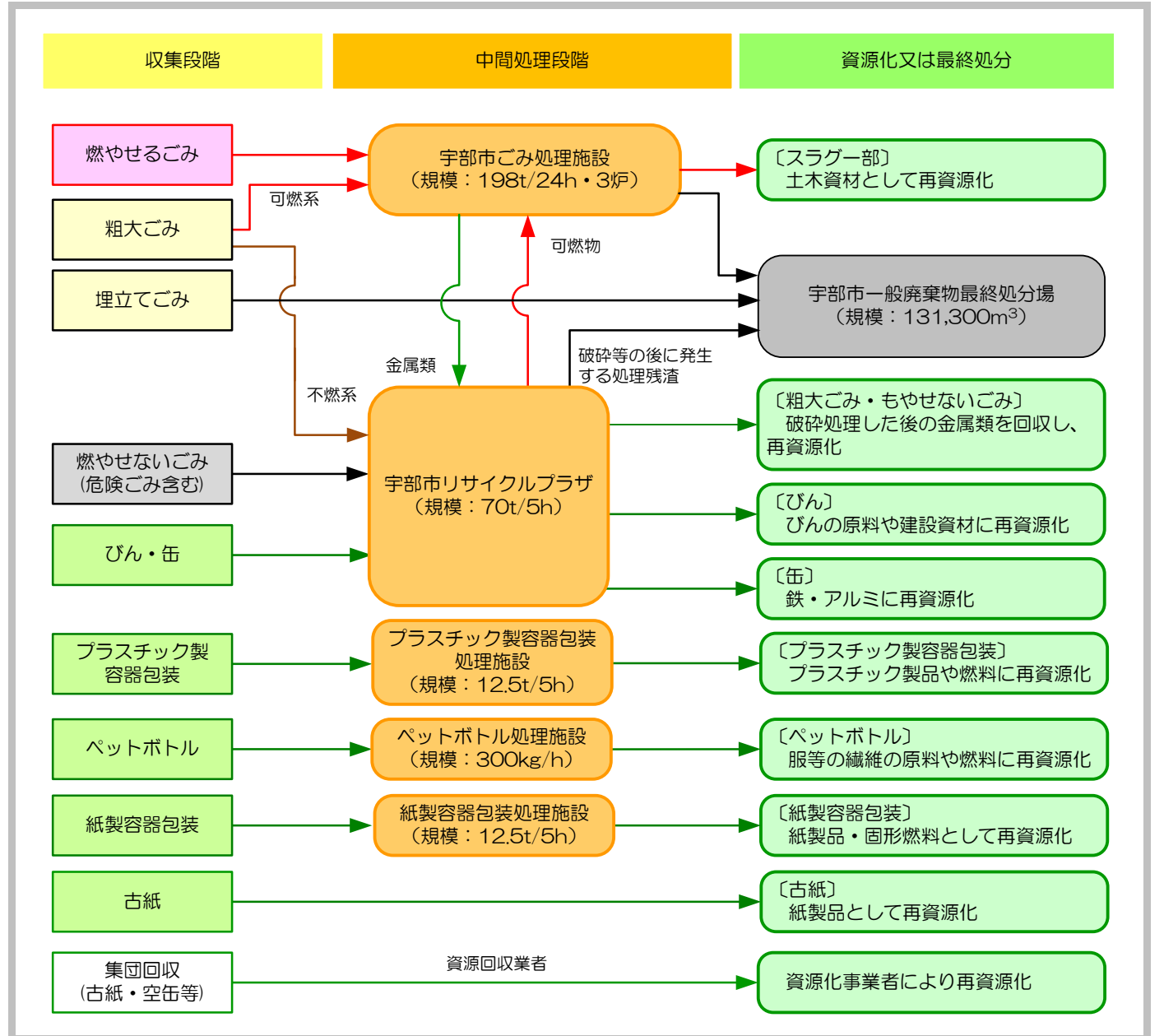
◆計画期間



3. ごみ処理の流れ

本市で排出されたごみは、以下のような処理を行い、ごみの減容化又は資源化を行っています。

◆ごみ処理フロー



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（2）



4. ごみ排出量の推移

本市から排出されるごみの推移は、以下のとおりです。

収集ごみ、集団回収は減少傾向ですが、事業系ごみを含む直接搬入ごみは増加傾向となっています。

総排出量は、平成 25 年度に大きく増加し、その後減少に転じています。ごみの種類別では、燃やせるごみ、燃やせないごみが増加し、資源ごみ、埋立てごみが減少しています。

◆ごみ排出量の推移

単位：t、人

項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
人口（10月1日）	174,572	173,932	173,008	172,184	170,845	
燃やせるごみ	50,477	52,008	52,333	53,619	53,341	
	収集	31,185	31,880	31,833	31,607	31,032
直接搬入	19,292	20,128	20,500	22,012	22,309	
燃やせないごみ （粗大ごみ含む）	2,849	2,771	3,114	3,181	3,090	
	収集	1,537	1,454	1,755	1,736	1,700
直接搬入	1,312	1,317	1,359	1,445	1,390	
資源ごみ	8,498	7,780	7,146	7,025	6,938	
	収集	7,715	7,060	6,423	6,283	6,254
直接搬入	783	720	723	742	684	
埋立てごみ	1,167	725	984	680	658	
	収集	22	19	21	21	19
直接搬入	1,145	706	963	659	639	
合計	62,991	63,284	63,577	64,505	64,027	
総排出量	66,209	66,151	66,397	67,094	66,238	
	収集ごみ	40,459	40,413	40,032	39,647	39,005
	直接搬入	22,532	22,871	23,545	24,858	25,022
集団回収	3,218	2,867	2,820	2,589	2,211	
総排出量の 1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g/人日)	1,039	1,039	1,051	1,068	1,062	
収集ごみの 1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g/人日)	635	635	634	631	625	



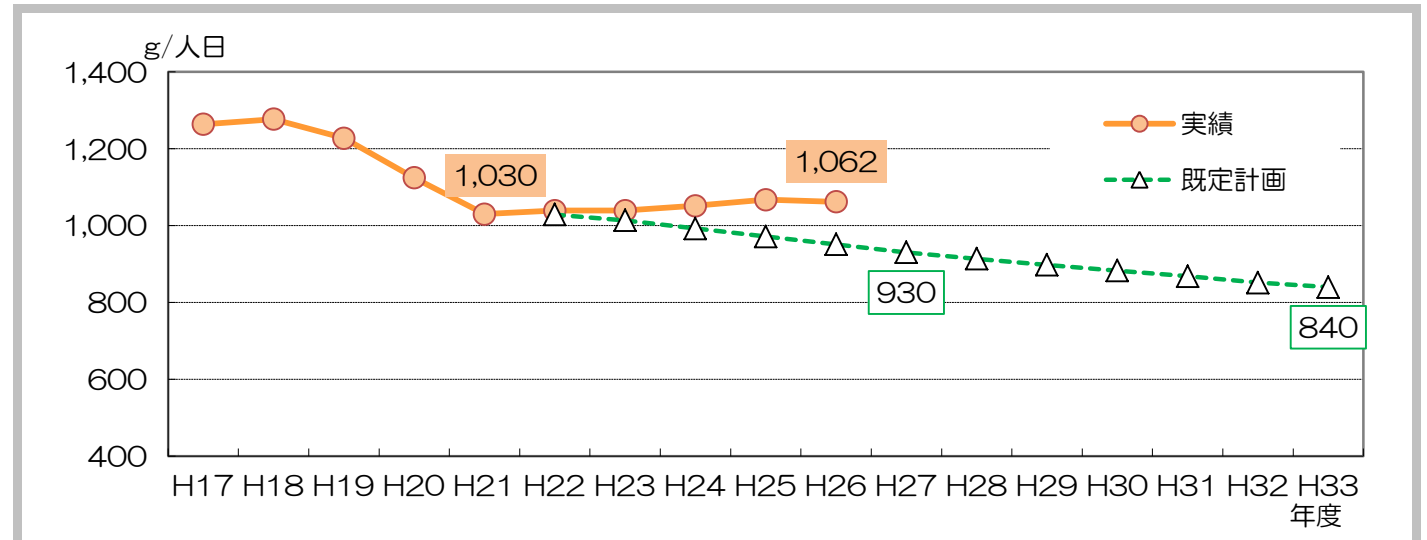
5. 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移及び既定計画との比較

本市の総排出量の市民 1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 25 年度までは増加傾向を示し、平成 26 年度は 1,062g と若干減少しています。

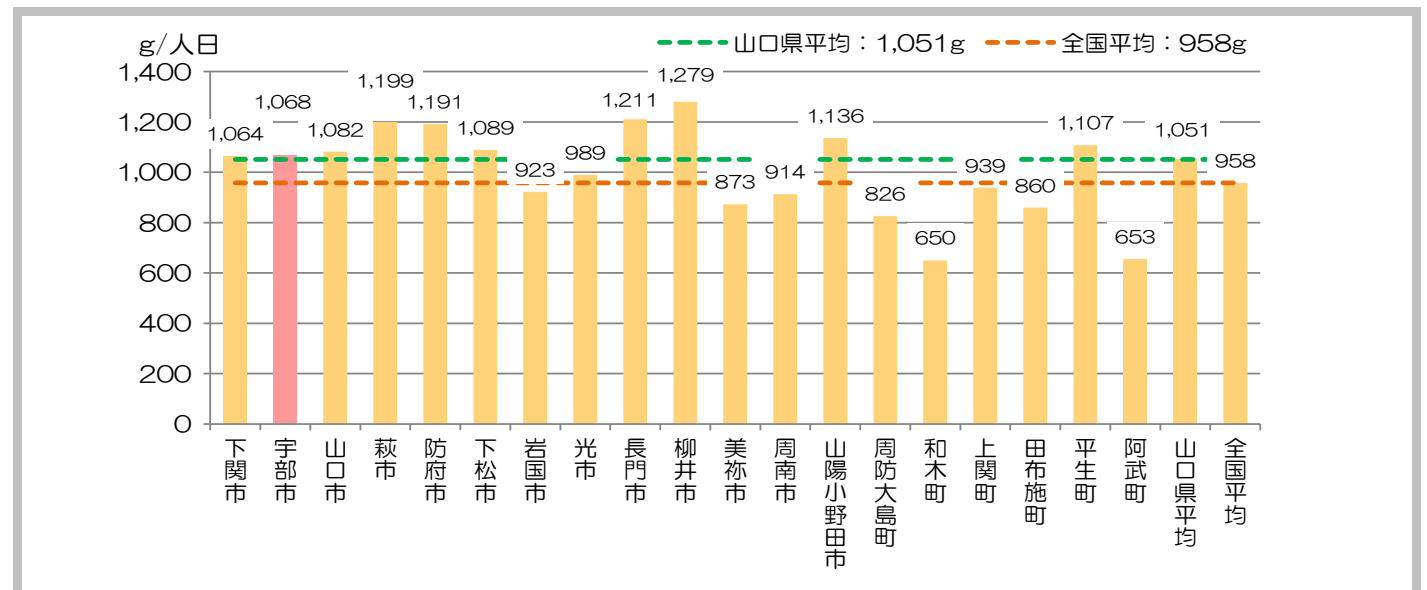
既定計画では、市民 1 人 1 日当たりごみ排出量を、平成 27 年度で 930g 以下、平成 33 年度で 840g 以下とする減量化の目標値を定めています。

一方で、平成 26 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 1,062g/人日であり、既定計画の平成 27 年度の目標値を 100g 以上も上回っていることから、こうした傾向が続けば平成 33 年度の目標値の達成も難しいと予測されます。

◆1 人 1 日当たりごみ排出量の推移及び既定計画



◆1 人 1 日当たりごみ排出量の他自治体との比較 (H25 年度)



注) 人口は住民基本台帳による (平成 25 年 10 月 1 日現在)

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」



6. 課題事項の整理

ごみの排出に関する事項

ごみの排出抑制・分別徹底が必要

- ・ 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（H26：1,062g）は、山口県平均（H25：1,051g）や全国平均（H25：958g）と比較すると高い数値となっています。
- ・ ごみ量の増加の要因は直接搬入の燃やせるごみの増加であるため、事業所でのごみの減量化と適正処理が必要となっています。
- ・ 日常生活や事業活動において、ごみの減量に対する意識を持ち、ごみの分別徹底や排出削減に取り組むことが必要となっています。

資源化に関する事項

リサイクルの推進

- ・ 本市のリサイクル率は、30%前後で推移しており、山口県平均と同程度、全国平均と比較すると高いリサイクル率となっていますが、資源ごみ量や集団回収量は年々減少傾向となっているため、分別の徹底を促進していくことが必要です。
- ・ ごみ処理施設から出る溶融スラグの再利用の促進のため、市場調査や公共事業への活用を検討することが必要です。

中間処理に関する事項

ごみ処理施設のあり方についての検討が必要

- ・ 本市が管理しているごみ処理施設は、供用開始から 13～20 年が経過しており、設備の老朽化が進んでいることから、長期的に安定的かつ適正なごみ処理を行うために、既存施設の延命化または更新を含めた将来的なごみ処理施設の整備方針についての検討が必要な時期です。

最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- ・ ごみ排出抑制やリサイクルを促進することで、最終処分量の削減を図ることが必要です。

7. 基本理念

◆ごみ処理の基本理念・基本方針

基本理念

「市民・事業者・行政の協働による資源循環のまちづくり」

基本方針 1：3Rの推進

- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働することにより、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rに繋がる取組を推進します。
- 本計画における3Rの優先順位は、①リデュース、②リユース、③リサイクルとします。

基本方針 2：適正なごみ処理の推進

- 排出されたごみを適正に処理する体制を確保します。
- 中間処理施設、最終処分場などの施設を適正に維持管理します。





8. 減量目標の設定

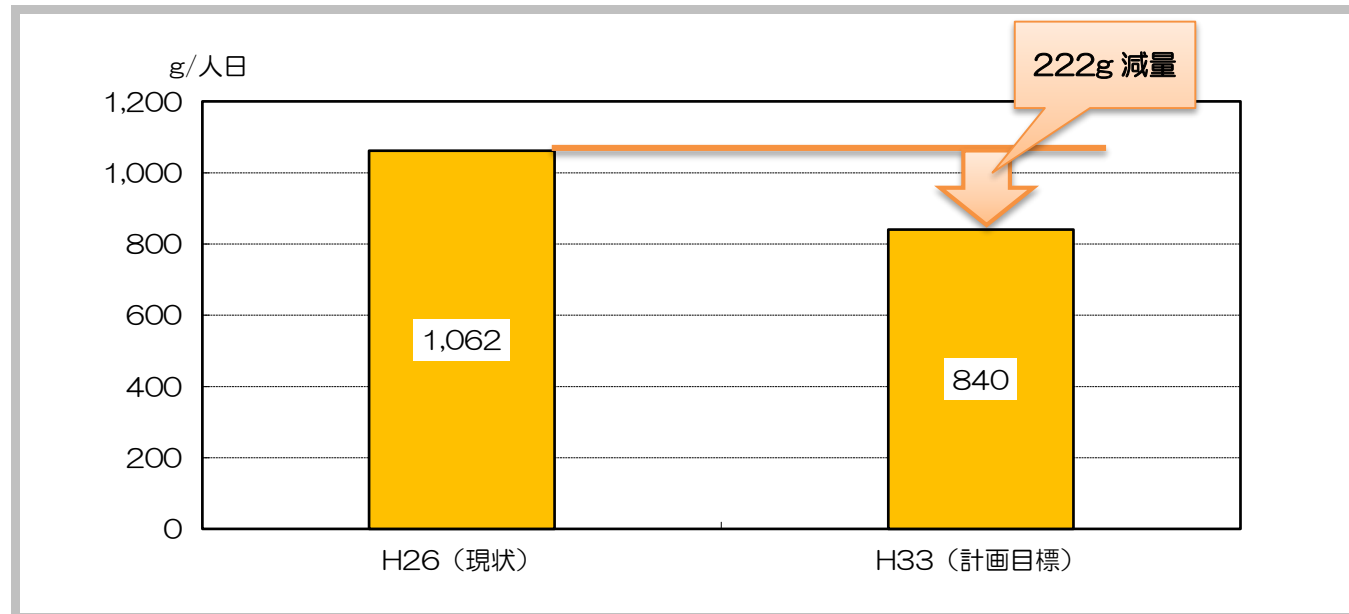
本計画は既定計画の改訂であるため、減量化の目標値は、既定計画と同様に平成33年度において、1人1日当たりごみ排出量を840g以下とすることを目指します。

一方で、本目標値を達成する場合、平成26年度の1人1日当たりごみ排出量（1,062g）から222gの削減が必要となり、総排出量で見ると平成26年度実績（66,238t）の4分の1に当たる約17,300tのごみを削減する必要があります。

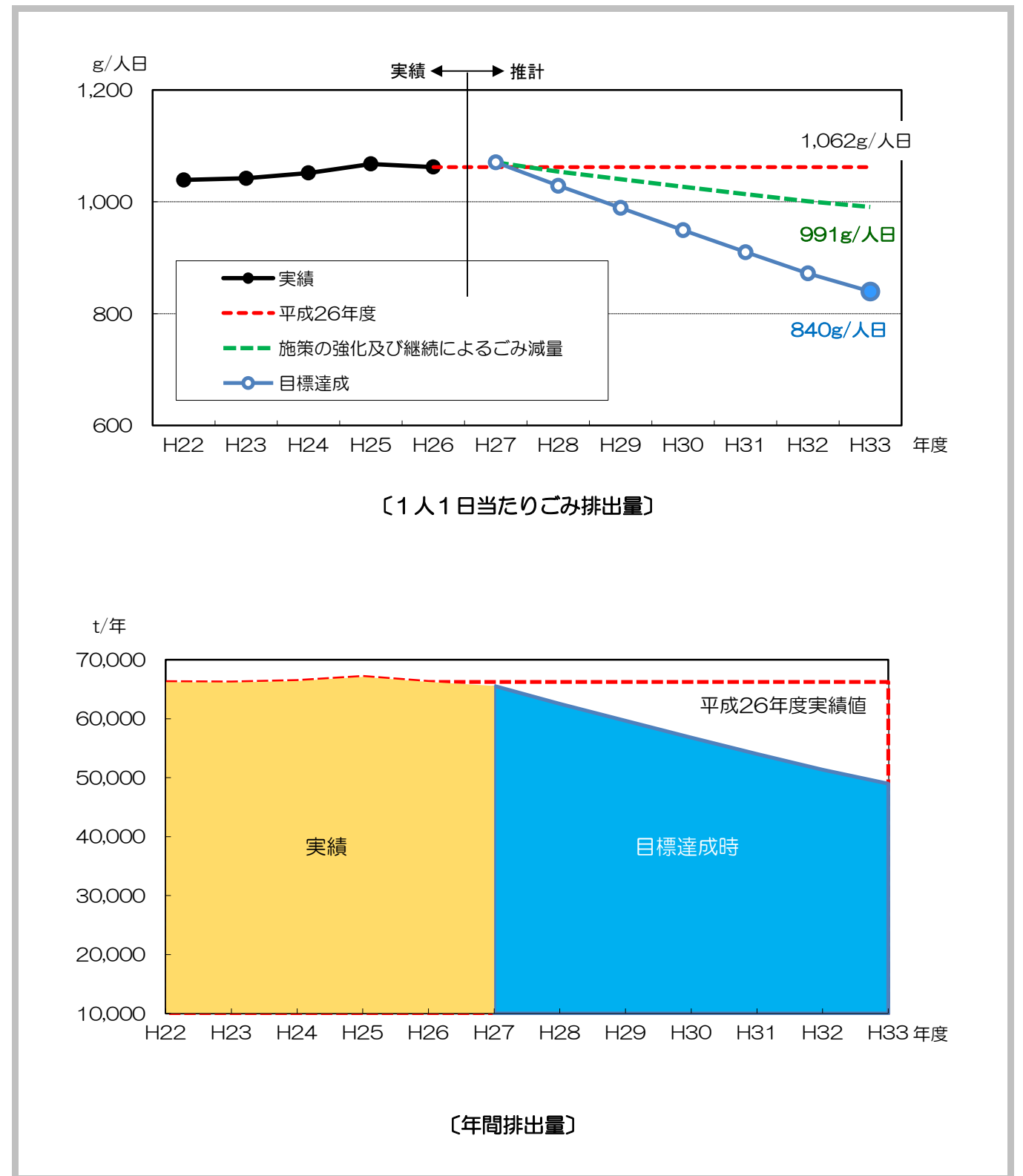
しかしながら、平成33年度までの6年間で本市のごみを4分の1削減するためには、市民意識の変革に大きな動機付けとなる減量対策を実施しなければ到達は困難となります。

そこで本計画では、これまで実施してきた施策を強化及び継続することにより、ごみ減量化を進めると同時に、指定ごみ袋の制度の見直しなどを含めた抜本的な対策を並行して進めることにより、最終目標値の達成を目指す方針としました。

◆ごみ減量目標



◆本計画における減量目標

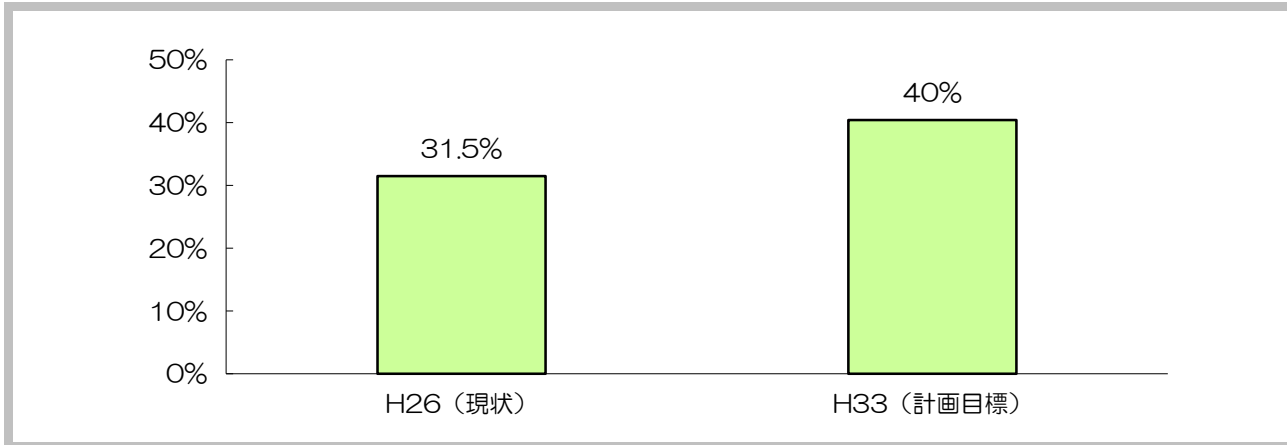




9. 再生利用目標の設定

資源化率の目標は、適正分別を進めることや溶融スラグの更なる有効利用の促進を図ることにより、リサイクル率 40%以上を目指す計画としました。

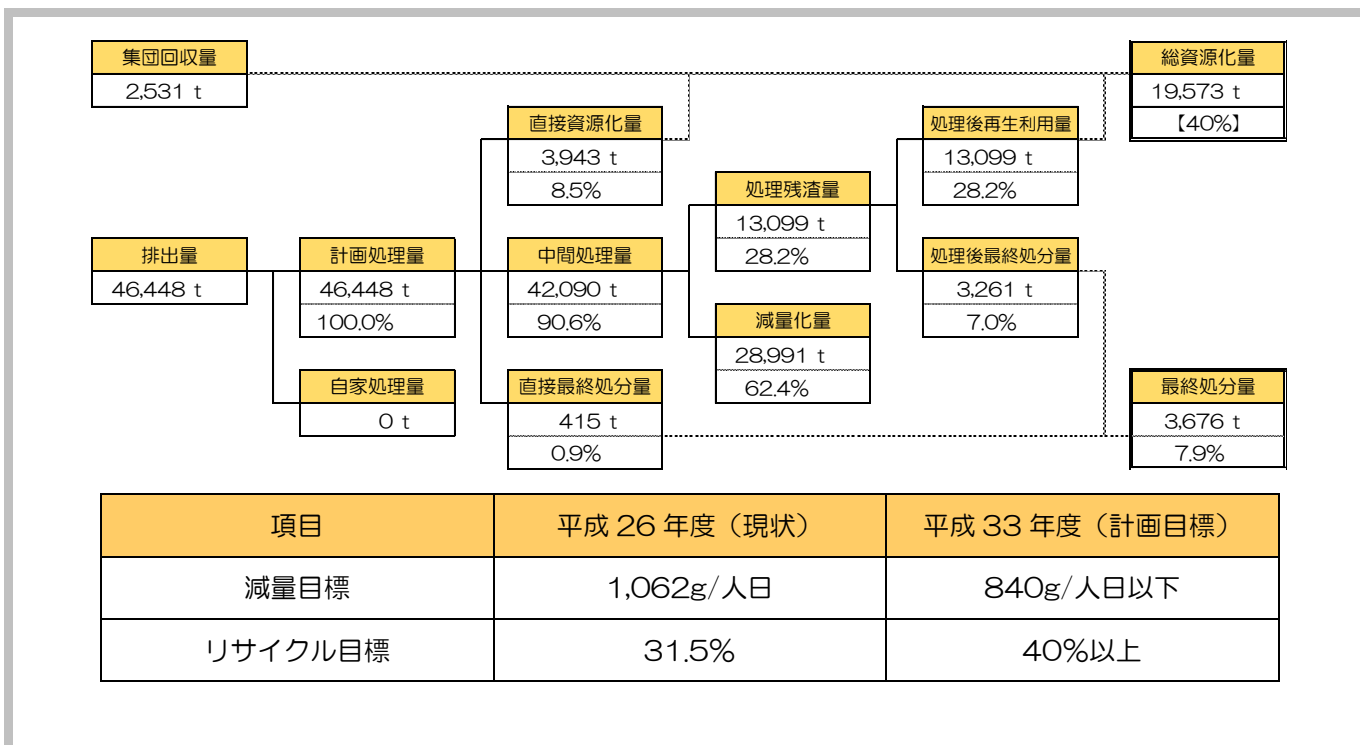
◆本計画におけるリサイクル目標値



10. 目標値のまとめ

本計画の目標年度におけるごみの減量目標及びリサイクル率の目標値は、以下に整理したとおりとなります。

◆目標達成時のごみ処理フロー（平成 33 年度）



11. 今後実施する施策

本計画では、現在実施している施策の継続はもとより、抜本的なごみ減量化を進めるための新たな施策のあり方などを検討していく方針とします。

以下に、本計画において取り組む施策の体系図を示しました。

◆本計画における施策の体系



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（6）



3Rの推進のための普及啓発・環境学習	
市広報・3R啓発情報紙の発行	市民の暮らしの中で実行できるごみ減量や再利用やリサイクルなどの3Rについて、市広報や3R啓発情報紙を発行し、情報発信により市民の自発的・実践的な行動を促進していきます。
3R施策等の講習会の開催	ごみの減量化を推進していくため、ごみの現状について学習できる出前講座やごみの分別説明を含む3R施策の講習会を開催し、市民がごみについて学ぶ機会を提供していきます。 また、3R講座等で出された市民意見や提案等を集約し、3R推進のアイデアとして活用していきます。
大学生、外国人留学生を対象としたごみ分別説明会の実施	ごみ分別の周知や徹底をより一層図るため、大学生や外国人留学生を対象とした分別説明会を大学等と連携して実施します。
情報提供のためのホームページの充実	ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、3R施策、ごみ処理施設、災害ごみ、ごみの持ち取り防止等についてのホームページへの掲載や内容の充実により、市民のごみに関する理解を深めていきます。
ごみ減量等推進員などの協力による3Rの推進	3Rを推進するため、市環境衛生連合会・ごみ減量等推進員との協働により、ごみ分別及びごみ減量の取組について周知を図っていきます。
各種イベント等による情報発信	市内商業店舗、各校区等で開催するイベントにおいて、3R推進のための情報発信を行います。
リサイクルプラザの活用による市民啓発事業の実施	衣類のリフォーム等を学習できる市民工房や、不用品再使用の促進として実施している子育て支援リユース事業（物品の仕分け、整理、保管を市民ボランティア等に協力を得て実施）において、リサイクルプラザを市民の交流の場として活用することで、市民のリサイクル意識の高揚を図っていきます。
小・中学生等を対象とした環境学習	幼少時から地球環境や省資源化についての意識を高めるために、市内の小・中学校や保育園との協働により、ごみ問題に関する環境学習を実施していきます。
宇部志立市民大学による学習機会の創出と人材育成	宇部志立市民大学にて本市の3Rの取組について講義を行い、環境学習の機会を創出します。 市民大学卒業生に施設見学案内や子育て支援リユース事業に携わってもらうことにより人材育成と活用に寄与していきます。
先進事例の情報収集	他自治体におけるごみ減量の取組について情報収集及び調査研究を行い、本市の施策への活用を検討していきます。

リデュース（発生抑制）の推進	
段ボールコンポストの普及促進	市環境衛生連合会や段ボールコンポストリーダーとの協働により、市民講習会・商業店舗等で段ボールコンポストの普及促進を行っていきます。
生ごみの水切り・草木の天日干しの徹底	家庭または事業所での水切りネットなどを活用した生ごみの水切りの取組や草木の天日干しを徹底することにより、減量化を図っていきます。
ごみを出さない消費行動の促進	買い物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入したり、生ごみを出さない調理をするなど、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。
事業者へのごみ減量指導、協力要請	多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書の提出を求め、各事業所の資源化・減量化への取組を把握していきます。 また、戸別訪問により指導・協力依頼を行います。
事業者との協働によるごみ減量の推進	ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を優良事業所として認定します。 簡易包装による商品の販売を積極的に実施している事業所を簡易包装推進協力店として認定します。 市のホームページ等で紹介、環境に配慮した経済活動を促進します。
指定ごみ袋制度の見直しの検討	ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提としたごみ処理費用の負担制度の導入について検討します。

リユース（再使用）の推進	
リユース食器の利用促進	公的行事における「リユースカップ」の利用促進を図るため、市内部への周知を行い、行事ごとの貸し出しを行い、ごみの排出抑制を図っていきます。 また、マイはし、マイボトル等の持参の取組を促進します。
再生品の利用促進	リサイクルプラザにおける自転車や家具などの再生品の展示・販売を促進するため、情報発信を行っていきます。
フリーマーケット等のイベント情報の発信	宇部市内で開催される市民団体・NPO等が開催するフリーマーケット等の情報を収集し、市のホームページで紹介し、不用品の再使用を促進していきます。
不用品の再使用の促進	家庭で不用になった子供服・絵本、子育て関連用品等を回収ボックスで回収し、市民に無料で提供することで、リユースを促進します。 また、家庭での不用品を当事者間で引き渡す「うべecoリユース掲示板」を市のホームページで開設し、リユースを促進します。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（7）



リサイクル（再生利用）の推進	
ごみの分別の徹底	ごみ減量等推進員等による指導・啓発や自治会等のごみ分別説明会において3R取組を紹介するほか、日常のごみステーションでの分別状況調査結果を市民に示すことにより、ごみの分別徹底を推進していきます。
グリーン購入の促進	リサイクルされた商品を積極的に購入（グリーン購入）するため、市では、グリーン購入率100%を目指し、リサイクル品の購入促進を図っていきます。
集団回収の推進	集団回収を実施した、自治会・子ども会等の団体に対して、再生資源の回収量に応じて、奨励金を交付していきます。
家庭系廃食油のリサイクルの推進	家庭系廃食油をスーパーマーケット等で店頭回収し、バイオディーゼル燃料（BDF：軽油代替燃料）へリサイクルする民間事業者での取組について推進していきます。 精製されたバイオディーゼル燃料は、交通局のバスやごみ収集車などに使用します。
スラグのリサイクルの推進	ごみ処理施設から出るスラグをより一層再利用されるように市場調査や公共事業への活用を検討していきます。
食品廃棄物のリサイクル	食品廃棄物の多量排出事業者に対して、食品リサイクル法における優先順位等の周知を行い、資源化・減量化への誘導を実施していきます。
剪定枝・刈草等のリサイクル	剪定枝や刈草等について、民間施設などを活用したチップ化や堆肥化の実施について、検討を行っていきます。
古着・古布のリサイクル	家庭で不用になった古着・古布を、各校区のふれあいセンター等に設置してある「古着・古布回収ボックス」で回収し、リサイクルの推進を図っていきます。集まった古着・古布は、障害福祉サービス事業所が回収し、ウエス（工業用雑巾）に加工しリサイクルされます。
資源物の店頭回収の拡大	ごみ減量等優良事業所など、店頭回収を積極的に取り組んでいる店舗を市のホームページで紹介し、情報を周知していきます。
大学・企業と連携した技術開発	新たなリサイクル技術の開発等、産学連携による共同研究・実用化を支援していきます。研究結果を市民に分かりやすく周知し、市民の減量化への取組強化を図っていきます。
小型家電のリサイクル	家庭で不用になった小型家電を、各校区のふれあいセンター等に設置してある「使用済小型家電回収ボックス」等で回収し、認定事業者に引渡すことで、鉄やアルミ、貴金属、レアメタル（希少金属）等の再資源化の促進を図っていきます。

適正なごみ処理の推進		
収集運搬計画	ふれあい戸別収集	ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者の方々に対して、戸別に玄関先でのごみ収集を無料で実施していきます（粗大ごみは除く）。
	ごみの持ち去り防止対策	「宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、ごみステーションからのごみの持ち去り行為を禁じています。警察と連携しながら、各校区のごみステーションを定期的にパトロールし、持ち去り行為を発見した場合は、その者に対して指導を行います。
中間処理計画	適正処理の推進	ごみ処理施設の効率的な運営を行うと共に、計画的な施設の保守管理の実施により、安定した適正処理を行っていきます。
	既存施設の中間処理に対する今後のあり方の検討	現有施設について、将来的に施設の延命化または更新が必要な時期となっていることから、今後のあり方について検討を進めています。
	旧焼却施設の解体撤去	宇部市環境保全センター（ごみ処理施設）に隣接する旧焼却施設については、今後、適切な方法で解体撤去を行う方針としています。跡地利用も含めて将来的な方向性を検討していくものとします。
	バイオマスの利活用について	本市では、生ごみを中心としたバイオマスの利活用に関する可能性調査を実施しており、今後実証試験等による効果の検証を行うものとしています。
最終処分計画	最終処分場の適正な維持管理を継続し、周辺環境保全に努めるものとします。	
その他適正処理対策	不法投棄対策	不法投棄防止のため定期的に監視パトロールを行うとともに、山口県宇部健康福祉センターや警察等と連携して不法投棄の監視を行います。また、土地管理者に対し、不法投棄防止のための助言・指導を行います。
	適正処理困難物等の対策	適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、市の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。
	災害廃棄物対策	災害発生時には、県、近隣市町や関係団体との総合的な支援連携強化に努めます。また、災害時に発生する大量で多様な廃棄物は、公有地等を利用して、臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物の分別と処理を進めるものとします。災害時に発生する一時大量ごみについては、「宇部市災害時ごみ処理マニュアル」に基づいた処理を行います。
	在宅医療廃棄物対策	医療機関等と連携し、注射針等の鋭利な物や感染性のあるものは、医療機関で回収し、その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として適正処理します。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（8）



（参考情報1）市民ワークショップ

本計画の策定に向けて市民参加型の「ごみ減量・3R推進ワークショップ」を開催しており、テーマにあわせたグループ討議を行いました。以下に概要を整理します。

（1）第1回目

開催日：平成27年10月9日（金）18時半～20時半
 開催場所：ときわ湖水ホール1Fミーティングルーム
 参加人数：15名（5名で編成したチームでグループ討議）
 討議内容：ごみの排出量を削減するために取り組むべきことは何か？

集約された意見

- 生ごみの水切りを率先して行う。
 - 個人が行動しやすい取組であるため
- 段ボールコンポストの普及を促進する。
 - 生ごみの減量化が期待できる取組であるため
- その他意見
 - 大学生に対する教育が必要なのではないか
 - ごみ袋の有料化が必要ではないか・・・など



（2）第2回目

開催日：平成27年10月16日（金）18時半～20時半
 開催場所：ときわ湖水ホール1Fミーティングルーム
 参加人数：15名（5名で編成したチームでグループ討議）
 討議内容：気軽に実践にできる3Rへの取組は何か？

集約された意見

- 個人又は家庭で取り組める方法
 - 資源ごみの分別に心がける、エコバッグを持参することを心がける
 - 過剰包装を断る、庭の草は一旦乾燥させて捨てる、食べ残しをしない・・・など
- 行政を巻き込む必要のある取組
 - 自治会や大学等のイベントでキャンペーンを行う、スーパーのセット売りを少なくするように周知する、ごみ減量化を推進する人にポイントを付与しごみ減量に対するモチベーションを高める・・・など

（参考情報2）市民アンケート

平成27年9月に全市民を対象に本市のごみ処理に関するアンケート調査を行いました。平成22年度に実施したごみ処理に関するアンケート調査結果と比較すると以下のような傾向がみられました。

◆アンケート調査結果

